

歌唱共通教材と音楽教育現場の関係についての今日的課題 ——小学校教員採用試験における中学校歌唱共通教材の認知度の視点から——

大地 宏子*

Contemporary Problems Concerning the Relationship between Standard Teaching Materials on Vocal Music and the Music Education Classroom ——From the Perspective of Familiarity with Standard Teaching Materials on Vocal Music Appearing on the Elementary School Teacher Employment Examination——

OCHI Hiroko

要 約

昨今の小学校教員採用試験では「一般教養」を問う問題として、中学校の「音楽」で学習する内容を出題する都道府県が散見される。なかでも注目されるのは、中学校の歌唱共通教材に関するもので、全国47都道府県（および一部の政令指定都市）のうちいくつかの自治体では時折出題されている。ところが、近年の受験生（すなわち大学生）の多くは共通教材である歌唱曲を知らない（聴いたことがない）ため、出題される問題に対応できていない。本論ではまず、教員採用試験における中学校歌唱共通教材の出題状況と、大学生たちの楽曲に対する認知度を調査し、両者の隔たりを浮き彫りにした。次に、中学校「音楽科」の授業時数の変遷と、学習指導要領で提示されてきた歌唱共通教材数との相関性を明らかにしたうえで、近年の学校教育で歌唱共通教材が取り上げられなくなっている要因を探るとともに、今後のそれらのあり方や音楽科教育の課題についての再考を促した。

キーワード：歌唱共通教材、教員採用試験、学習指導要領、授業時数

はじめに

現在、全国の都道府県、および政令指定都市で実施されている教員採用試験において、「小学校」教諭を選考する一次試験では、教職に対する基礎知識を問う「教職教養試験」と高校入試レベルの「一般教養試験」に加え、小学校で指導する全教科についての「専門教養試験」が、ほとんどの自治体で実施される。「教職教養試験」と「一般教養試験」は全校種共通で、「一般教養試験」では高校入試レベル

の国語、数学（算数）、理科、社会、英語をはじめ、芸術や体育に関する問題など出題範囲は多岐にわたり、幅広い見識が必須となる。すなわち、「小学校」の校種を受験する場合でも、小学校の全教科のみならず、中学校（と高校）の各専門教科に関する基礎学力（一般教養）も求められる。

例えば、「小学校」の校種で受験する場合の「音楽」に着目すると、「専門教養試験」（自治体によって「小学校全科」や「教科専門」と呼んだりする）には小学校の音楽に関する問題が、全校種共通の「一般教養試験」には中学校の音楽まで含めた問題が出題されているため、「小学校」を受験する際にも、小学

* 中部大学現代教育学部現代教育学科

校はもとより中学校の音楽に関する知識や教養を身につけておかねばならない。具体的に挙げると、歌唱の共通教材であれば、小学校で示されている24曲の他に、中学校で示されている7曲についても熟知しておかなければならない。

ところが近年、この中学校の共通教材については教員採用試験（以下、教採）を受験する学生たちにあまり知られていないため、こうした問題に対応できない学生が少なくない（前任校の7年前以降、その数は増えているように思える）。共通教材の歌唱曲を知らない学生たちが増加し続けている要因として考えられるのは、彼らが中学校をはじめ、大学生になるまでの音楽教育を通してそれらの楽曲に接してこなかったことであろう。すなわち、「法規」としての性質を有する学習指導要領において、授業で取り上げるよう定められている共通教材が学校の教育現場では必ずしも取り上げられているわけではないという現状は、いわば学習指導要領という同じ根を持つ学校現場と教採との間に乖離が生じているのではないだろうか。

そこで、本論でまず注目するのは、昨今の教員採用試験における中学校の歌唱共通教材に関する出題状況と、教採の受験をめざす学生たちの歌唱共通教材に対する認知度である。さらに、中学校「音楽科」の授業時数の変遷に着眼し、歌唱共通教材数との関連性を明らかにしつつ、近年の学校教育で共通教材が取り上げられなくなっている要因を探りたい。歌唱共通教材に関する研究は数多あるが、それらは主として共通教材としての意義や価値など選曲に関する考察、または歌唱曲の指導法や音楽的側面（楽曲分析など）を論じたものであり、教採の出題問題と受験生の認知度のギャップに関する問題は意外と盲点になっているように思われる。本論ではこうした視座から歌唱共通教材のあり方について再考するとともに、今後の「音楽科」教育についての課題提起を行いたい。

1. 学習指導要領に見る中学校「音楽」の共通教材の変遷

まず、文部省（2001年以降、文部科学省）の作成した学習指導要領（以降、指導要領）に示された中学校「音楽」の共通教材（歌唱曲）について、そ

の変遷を辿ってみる。指導要領において、特定の共通教材歌唱曲が初めて明記されたのは昭和33年で（昭和22年と26年の「試案」では、教材例として参照曲が挙げられている）、以降平成10年を除き、直近の平成30年の改訂に至る5回を通して、それは必ず呈示されてきた。昭和33年から平成30年までの60年間に挙げられた楽曲は表1のとおりである（下線、二重下線、波線筆者）。

昭和から平成にかけての約60年間にわたる共通教材の変遷を概観すると、楽曲数とそれらの取り扱いの点で、昭和と平成が分岐点になっていることが分かる。昭和では学年ごとに3曲程度を必修曲として定めているため、三年間で計9～11曲を習得させるのに対し、平成に入ると教材数そのものが減少したことに加え、平成20年以降は（提示した歌唱教材7曲の中から）「各学年につき1曲以上含めること」というきわめて緩やかな条件が示されているため、中学校三年間で最低3曲を取り扱えばよい、ということになる。すなわち、最も楽曲数の多かった昭和44年の必修11曲と比べると、歌唱共通教材はその3分の1から4分の1に減少している（曲数の減少については第四節で考察する）。

歌唱曲の変遷に注目すると、昭和33年に初めて呈示された滝廉太郎作曲の「荒城の月」と「花」は現行の平成30年の共通教材にも挙げられ、（平成10年を除き）5回の改訂すべてに含まれている。とりわけ「花」にいたっては、戦後60年にわたり、さらに今後も歌い継がれる楽曲として選曲されているため、いわば歌唱共通教材の殿堂入りともいえよう。また、昭和44年に呈示された「赤とんぼ」と「夏の思い出」も、以後の改訂で必ず選曲されてきた著名な歌唱曲であるし、「浜辺の歌」と「早春賦」も昭和からの定番曲で、いずれの4曲とも現行の共通教材に含まれている。

現在、文部科学省HPの「新学習指導要領（平成29年3月公示）Q&A」の「音楽に関すること」¹⁾では、「歌唱共通教材として7つの楽曲が示された理由は何ですか」の問いに対して次のような回答が記されている（下線傍点筆者）。「我が国で長く歌われ親しまれている歌曲を歌唱教材として取り扱うことは、我が国のよき音楽文化を世代を超えて受け継がれるようにする上で大切です。また、生活の中の様々

歌唱共通教材と音楽教育現場の関係についての今日的課題

表1 中学校「音楽」の歌唱共通教材の変遷（作成：大地）

昭和 33 年	昭和 44 年	昭和 52 年
各学年につき「次の教材を含めるものとする」として： 〔第1学年〕 「わかれ」 岡本敏明作詞、ドイツ民謡 「喜びの歌」 勝承夫作詞、ベートーベン作曲 「朝だ元気で」 八十島稔作詞、飯田信夫作曲 〔第2学年〕 「荒城の月」 土井晩翠作詞、滝廉太郎作曲 「眠りの精」 堀内敬三作詞、ドイツ民謡 「サンタルチア」 小松清作詞、ナポリ民謡 〔第3学年〕 「花」 武島羽衣作詞、滝廉太郎作曲 「こもり歌」 武内俊子作詞、ブラームス作曲 「やしの実」 島崎藤村作詞、大中寅二作曲	〔第1学年〕 次の4曲を、共通教材として含めること。 「こきりこ節」 富山県民謡 「わかれ」 岡本敏明作詞、ドイツ民謡 「赤とんぼ」 三木露風作詞、山田耕柞作曲 「子もり歌」 内藤濯作詞、シューベルト作曲 〔第2学年〕 次の4曲を、共通教材として含めること。 「斎太郎節」（「大漁うたい込み」から）宮城県民謡 「サンタ ルチア」 小松清作詞、ナポリ民謡 「夏の思い出」 江間章子作詞、中田喜直作曲 「勝利をたたえる歌」（オラトリオ「マカベウスのユダ」から）藪田義雄作詞、ヘンデル作曲 〔第3学年〕 次の3曲を、共通教材として含めること。 「かりぼし切り歌」 宮崎県民謡 「花」 武島羽衣作詞、滝廉太郎作曲 「故郷の人々（スワニー川）」 勝承夫作詞、フォスター作曲	〔第1学年〕 歌唱教材として、次の共通教材3曲を含めること。 「砂山」 北原白秋作詞、中山晋平作曲 「赤とんぼ」 三木露風作詞、山田耕柞作曲 「荒城の月」 土井晩翠作詞、滝廉太郎作曲 〔第2学年〕 歌唱教材として、次の共通教材3曲を含めること。 「浜辺の歌」 林古溪作詞、成田為三作曲 「夏の思い出」 江間章子作詞、中田喜直作曲 「早春賦」 吉丸一昌作詞、中田章作曲 〔第3学年〕 歌唱教材として、次の共通教材2曲を含めること。 「椰子の実」 島崎藤村作詞、大中寅二作曲 「花」 武島羽衣作詞、滝廉太郎作曲
平成元年	平成 20 年	平成 30 年
〔第1学年〕 歌唱教材として、次の共通教材を含めること。 「赤とんぼ」 三木露風作詞、山田耕柞作曲 「さくらさくら」（合唱）日本古謡 「花の街」 江間章子作詞、團伊玖磨作曲 〔第2学年及び第3学年〕 歌唱教材として、次の共通教材を含めること。 〔第2学年〕 「荒城の月」（合唱）土井晩翠作詞、滝廉太郎作曲 「夏の思い出」 江間章子作詞、中田喜直作曲 「浜辺の歌」 林古溪作詞、成田為三作曲 〔第3学年〕 「早春賦」 吉丸一昌作詞、中田章作曲 「花」（合唱）武島羽衣作詞、滝廉太郎作曲 第2学年における共通教材については、次の区分により取り扱うものとする。 ア 下限の授業時数の場合には、歌唱共通教材は学校の実態を考慮して3曲のうち2曲を〔中略〕取り上げること。 イ 下限の授業時数を超える場合には、学校の実態を考慮して、歌唱共通教材は3曲のうち2～3曲を〔中略〕取り上げること。	以下の共通教材の中から<u>各学年ごとに1曲以上</u>を含めること。 「赤とんぼ」 三木露風作詞、山田耕柞作曲 「荒城の月」 土井晩翠作詞、滝廉太郎作曲 「早春賦」 吉丸一昌作詞、中田章作曲 「夏の思い出」 江間章子作詞、中田喜直作曲 「花」 武島羽衣作詞、滝廉太郎作曲 「花の街」 江間章子作詞 團伊玖磨作曲 「浜辺の歌」 林古溪作詞、成田為三作曲	平成 20 年と同じ

な場面で音楽を楽しんだり、共有したりする態度を養うことにつながっていきます」と、共通教材を示す意義を述べたうえで、選曲の理由（基準）については「我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの」という観点に相応しい7つの楽曲を示したと明記している。平成30年の歌唱共通教材7曲のうち、「花の街」を除く6曲すべてが50年以上前と変わらぬ楽曲であるのは、「我が国のよき音楽文化を世代を超えて受け継がれるようにする」ためであろう。だが、「我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの」という観点による選曲が、果たしてすべての教育現場で受け入れられているのだろうか。第四節で考察してみたい。

2. 全国の教員採用試験用試験にみる中学校の歌唱共通教材に関する出題状況

全国47都道府県（および政令指定都市）で実施される教員採用試験において、中学校の共通教材（歌唱曲）に関する問題がどのくらい出題されているのか、47都道府県すべての過去問題集を調査し、2014年度から2018年度に実施された5年分の出題状況と出題内容を明らかにした²⁾。出題状況をまとめた表1には、過去5年間で「一般教養試験」の中に「音楽」に関する問題が出題されたことのある都道府県（20府県）のみを（紙幅の都合上）抜粋し、出題された年度には○を、中学校の歌唱共通教材に関する問題が出題された年度には●を記した。

教授の一次試験で行う筆記試験には「教職教養試験」「一般教養試験」「専門教養試験」等があり、中学校の歌唱共通教材に関する問題は「一般教養試験」の中で出題されるが、なかには「一般教養試験」を割愛している自治体も散見され、その場合はもちろん出題されない。また、「一般教養試験」を課しても、その中に必ずしも「音楽」に関する問題が含まれているとも限らない（含まれるのは半数以下）。さらに、「一般教養試験」の中に「音楽」に関する問題が出題された場合でも、中学校の歌唱共通教材に関するそれが出題される確率は、全国的に見るとそれほど高くはないように見受けられる。だが、特定の地域や自治体

は出題率が高い傾向にあり、具体的に挙げると神奈川県、高知県を除く四国三県、長野県、愛知県などはほぼ毎年「一般教養試験」に「音楽」の問題が出題され、中学校の歌唱共通教材に関する問いが毎年どこかの自治体で取り上げられている（表2、資料1を参照）。

表2 全国47都道府県の教員採用試験（2014-2018年度）における「音楽」の出題状況（作成：大地）

	2014	2015	2016	2017	2018
北海道				○	○
宮城県					○
茨城県			○		
埼玉県	○	○	○		
神奈川県	●	○	○	○	●
新潟県	○	○	○		
長野県	○	○	○		○
静岡県	○		○		
愛知県	○	●	○	○	○
京都府					○
京都市			○	○	○
兵庫県	○		●		
鳥取	○	○		○	○
島根県		●	●		
徳島県	○	○	○	○	○
香川県		●	○	○	○
愛媛県	○	○	○	○	○
高知県		△			
福岡			○		○
長崎	○	●	●		○

【資料1】中学校歌唱共通教材に関する過去問

① 2015年 愛知県 教職・一般教養

【28】次は、ある曲の前奏を除く最初の8小節を示した楽譜である。題名をa群から、拍子をb群から、楽譜内の強弱記号「mp」の意味をc群から選ぶとき、正しい組合せとなるものを解答群から一つ選び、番号で答えよ。



- 【a群】 ア 荒城の月 イ 花
 【b群】 ア 4分の4拍子 イ 4分の2拍子
 【c群】 ア 少し弱く イ だんだん弱く

- 【解答群】 1 a-ア b-ア c-ア
 2 a-ア b-ア c-イ
 3 a-ア b-イ c-ア
 4 a-ア b-イ c-イ
 5 a-イ b-ア c-ア
 6 a-イ b-ア c-イ
 7 a-イ b-イ c-ア
 8 a-イ b-イ c-イ

(☆☆○○○)

② 2015年 香川県教職・一般教養

【31】次の楽譜は、ある曲の冒頭部分である。曲名は何か。下のア～エから一つ選んで、その記号を書け。



ア 荒城の月 イ 茶つみ ウ 早春賦 エ われは海の子

③ 2018年 神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市 教職・一般教養

【6】次の楽譜は、ある楽曲の一部である。この曲の作曲者として最も適切なものを、下の①～⑤のうちから選びなさい。



- ① 滝廉太郎 ② 團伊玖磨 ③ 中田喜直 ④ 成田為三
 ⑤ 山田耕作

とりわけ注目したいのは、本学が所在する愛知県で、過去5年を通して毎年音楽の問題が出題されている。表2では過去5年分のみを掲載しているが、さらに5年遡った2009年度から2013年度においても音楽の問題は毎年必ず出題され、うち2010年度、2011年度、2012年度は中学校の歌唱共通教材の問題であった（愛知県は中学校の共通教材に関する問題の出題率は全国で最も高いようだ）。ただし、2017年度以降（一時的ないし偶発的な現象であるかもしれないが）、全都道府県で中学校の歌唱共通教材の出題率は低下しており、近年のこうした出題傾向は、次節以降で考察する昨今の大学生（教採受験生）の歌唱共通教材に対する認知度の低下と何らかの相関関係があるのかもしれない。

3. 中学校の歌唱共通教材についての認知度調査

3-1：中部大学現代教育学部1年生の場合

（平成20年指導要領公示、同24年実施期）

前節の調査より、とりわけ愛知県の教採では中学校の歌唱共通教材に関する問題の出題率が高い傾向にあることが明らかになったが、愛知県に位置する中部大学では同県の教採を受験する学生が多い。そこで、本学現代教育学部の2017年度と2018年度に入学した一年生を対象に、中学校の歌唱共通教材についての認知度に関する調査を行った。

2017年度と2018年度に入学した一年生の生年はそれぞれ1998（平成10）年と1999（平成11）年であるため、彼らが中学生だった時の指導要領は平成20年度改訂のそれが実施された時期にあたり、中学校音楽の歌唱共通教材は第一節で示した7曲である。これら7曲について；

Q1. 楽曲を知っていますか。

- ①知っている。
- ②メロディーは聴いたことがある。
- ③知らない（メロディーを聴いたことがない）。

と認知度を尋ねた。その際、楽曲名のみを見てメロディーを思い浮かべることができた場合を「①知っている」、曲譜を見て楽曲を聴いたら知っていた場合を「②メロディーは聴いたことがある」として、

認知の度合いを二段階に分けて調査した。さらに、Q1. で①か②のいずれかを選択した場合は、どこで（どのような方法で）その楽曲を知ったのかを明らかにするために、次の質問を続けた。

Q2. どのようにして知りましたか。

- ①小中学校の音楽の授業を通して
- ②学校の授業以外で（ラジオやテレビ、家族 等）

1998年生の一年生(64名)と1999年生の一年生(73名)に行った調査結果は以下の通りである。

〈結果の考察〉

1998年生、1999年生ともに結果は類似しており、Q1. の問いに対して認知度が最も高かった（①か②を回答した学生）歌唱共通教材は「赤とんぼ」、二番目が「花」で、「夏の思い出」と「荒城の月」がそれに続く。しかし一方で、共通教材として最も長い歴史をもつだけでなく、日本の愛唱歌としても名曲であるはずの「花」を「知らない（＝聴いたことがない）」と答えた学生が18%（1999年生）にものぼり、「荒城の月」にいたっては61%（1998年生）、44%（1999年生）の学生たちが「知らない（＝聴いたことがない）」と回答したことは驚きであった。また、「早春賦」「花の街」「浜辺の歌」についての認知度は軒並み低く、認知度の高い上位4曲との間に明確な落差が見られた。

Q2. の問いに対しては、どの曲も「小中学校の授業で」聴き知ったという回答が圧倒的に多く、指導要領に位置付けられた「共通教材（歌唱曲）」は、「学校」教育の場で教えられる楽曲、あるいはとりわけ近年は学校教育でしか教えられない楽曲として扱われる傾向にあるのかもしれない。しかし同時に、学校教育を通して学んだ学生たちの「知の蓄積」の一端を表す結果としてこれを見た場合、看過できない問題でもある。

例えば、Q1. の問いに対して、①と②を含めて「知っている（聴いたことがある）」と答えた学生と、「知らない（聴いたことがない）」と答えた学生との両者には、学校教育における知の蓄積の違いを示しているといえる。さらに、①および②と回答した学生たちの中でもその差異が生じている。7曲の共通教材のうち何曲を「小中学校の授業を通して」学んだのかを集計すると、表3のようになった。

平成20年改訂以降の指導要領では、歌唱共通教材7曲の中から「各学年ごとに1曲以上を含めること」と明記されているため、学生たちが中学校三年間で学ぶ曲数は、最少3曲から最多7曲まで教師の裁量次第ということになる。表3によると、3～4曲が最も多いことから、多くの学校教育の場では指導要領に記載された最低限の学習内容を実施する

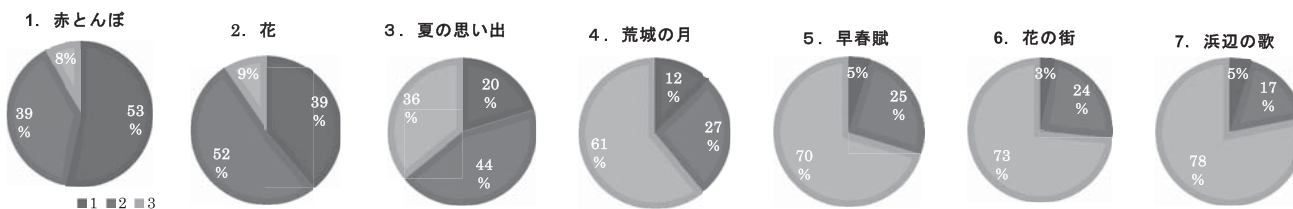
ことに留まっているのが分かる。それどころか小中学校の授業では1曲も学ばなかったと回答する学生も少なからず存在し、1～2曲程度しか授業で学ばなかったという学生も少なくない（もちろん、学生たちの記憶が100%正しいとは限らないため、多少の誤差はあるだろうが）。すなわち、たとえ指導要領に歌唱の共通教材を「最低3曲以上を取り上げよ」

【資料2】中学校の歌唱共通教材認知度 調査結果（作成：大地）

〈1998年生〉64名 調査実施日：2017年7月14日

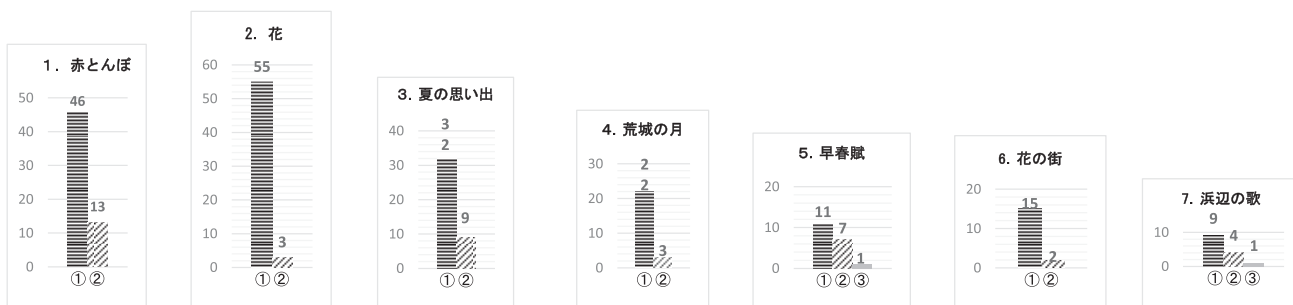
Q1. 楽曲を知っていますか？

①楽曲を知っている ②メロディーは聴いたことがある ③楽曲を知らない（メロディーを聴いたことがない）



Q2. どのようにして知りましたか？

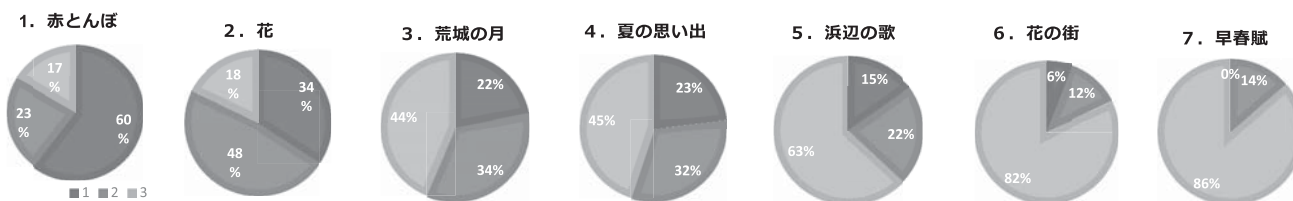
1) ①小中学校の音楽の授業によって ②学校の授業以外で（ラジオやテレビ、家族から等） ③①か②が不明



〈1999年生〉73名 調査実施日：2018年6月29日

Q1. 楽曲を知っていますか？

①楽曲を知っている ②メロディーは聴いたことがある ③楽曲を知らない（メロディーを聴いたことがない）



Q2. どのようにして知りましたか？

1) ①小中学校の音楽の授業によって ②学校の授業以外で（ラジオやテレビ、家族から等） ③①か②が不明

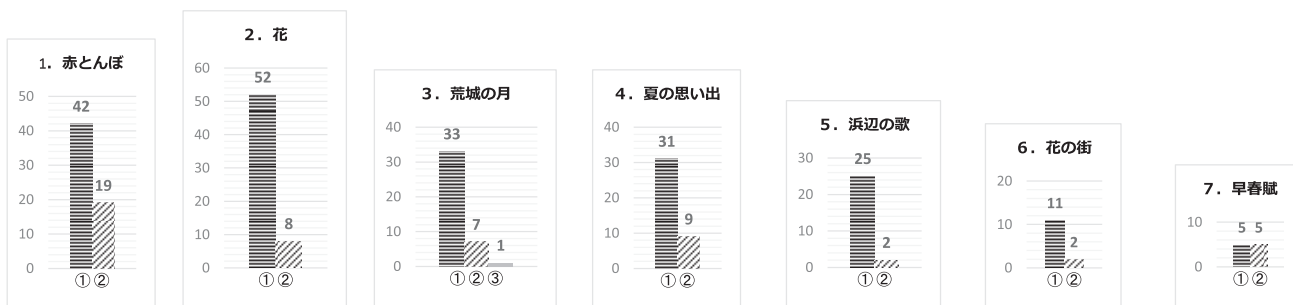


表3 学校教育で既習した歌唱共通教材数（作成：大地）
（1998年生）

曲数	0	1	2	3	4	5	6	7	3曲未満： 24名(37.5%)
(人)	4	9	11	16	13	7	2	2	3曲以上： 40名(62.5%)

（1999年生）

曲数	0	1	2	3	4	5	6	7	3曲未満： 35名(47.9%)
(人)	9	4	12	14	10	6	7	1	3曲以上：38 名(52.1%)

という縛りが明文化されていても、実際には3曲未満しか取り上げていない学校が半数近く存在しているということは、学習指導要領によって掲げられた教育理念と、学校教育における実態との間に生じている乖離を露呈した結果ともいえる。そうであるなら、学習指導要領の根幹を成している「教育の機会均等」の観点からも、いま一度歌唱共通教材の取り扱いについて再考が必要なのではないだろうか。

3-2：山形大学および山形県立保健医療大学の場合（平成10年指導要領公示、同14年実施期）

平成20年の指導要領が告示された際、今から9年前の2009年4月に山形大学と山形県立保健医療大学の学生195名（主に1、2年生）を対象に、歌唱共通教材の周知についての同様の調査が行われている³⁾。対象学生は1989(平成元)年生と1990(平成2)年生で、3-1で実施した本学の学生よりおよそ10年若く、彼らが中学生だった時の指導要領は平成10年度改訂のそれが実施された時期にあたる。唯一、指導要領で歌唱共通教材が示されなかった時期の学生たちのその認知度を知るうえでも、（地域は異なるが）10年後の本学との学生との比較をするうえでも興味深いため、以下に一部結果を紹介しておこう⁴⁾。

まず、中学校の歌唱共通教材7曲についての周知度を問う質問に対して、次の五つの回答が設定されている。

- ①習った記憶もあり、今でも歌える。（歌詞は記憶なくともよい）
- ②習った記憶はあるが、歌えるかはあまり（殆ど）

自信がない。

- ③習ったかは覚えていないが、（おぼろげながらも）歌える。
- ④習った覚えはなく歌えないが、この歌の存在くらいは知っていた。
- ⑤習わない。このような歌があることも知らない。（全く記憶にない）

①と②は「学校教育で習ったことがある」、③と④は「学校教育以外で耳にしたことがある」に大別でき、①～④はすべて「知っている」となる。本調査によると、①～④を合計した「知っている」歌唱曲として、「赤とんぼ」と「花」は90%を超え、10年後の本学学生とそれほど大きな違いは見られない。また、「学校教育で習った」歌唱曲（①と②の合計）について周知度の高い順から並べると、「1. 赤とんぼ 2. 花 3. 荒城の月 4. 夏の思い出 5. 浜辺の歌 6. 早春賦 7. 花の街」となっており、この順位や認知度本学学生とほとんど同じである。一方、⑤の「知らない」と回答した学生は、「花の街（60%以上）、早春賦（40%）、浜辺の歌（35%）、夏の思い出（20%未満）」で、本学学生より全体的に20%程度低い。これらの数値のみを単純に比較し、認知度の低い歌唱曲は10年を経て、さらに認知度が2割下がっている、とは断言できないが、認知度が年々低下していることは確かであろう。

しかも注目すべきは、山形大学等の学生たちは歌唱共通教材が示されなかった時期に中学校で音楽教育を受けていたにもかかわらず、それが示されていた本学の学生たちよりも楽曲の知度が高い（学校で習った記憶がある）ということだ。つまり、平成10年代の中学校では、歌唱共通教材が示されなくとも、（一次前の）平成元年に公示された8曲の歌唱共通教材を授業で取り上げていたのではないかと推察される。では平成20年度以降、7曲の歌唱共通教材の取り扱いに3曲の下限が示されたことにより、逆に4曲以上は取り上げられなくなったのだろうか。次節では別の角度から検討してみたい。

4：学習指導要領に見る中学校「音楽」の配当時間の変遷

平成20年度以降の学習指導要領に提示された歌唱共通教材の取り扱いにつき、三年間で最低3曲と

いう下限が設けられた背景には、音楽の授業時間数の減少が要因の一つであることは間違いないだろう。指導要領に示された中学校における総授業時数と音楽の配当時間、および共通教材の楽曲数の変遷を表3のようにまとめた。

まず、総授業時数に注目すると、最も総授業時数の多かった昭和44年の1190時間をピークに、いわゆる「ゆとり教育」が導入された昭和52年以降は徐々に減少している。その後、第2、4土曜日の休日を経て、平成10年の改訂で「学校完全週5日制」の実施に至り、授業時数をさらに削減するとともに、小中学校では学習内容を3割削減することになった。その結果、平成10年の総授業時数980時間は、直近の昭和52年、および平成元年の1050時間と比較すると70時間（およそ週2時間分）も減少しており、これは次に述べる「音楽」の配当時間のちょうど一学年分にも相当する。その直後、平成20年以降は「脱ゆとり教育」とよばれる揺り戻しによって1015時間に増えたものの、平成元年以前には及ばない。

次に、「音楽」の配当時間に目を移すと、昭和22年から同33年までは三学年ともに年間各70（週2）時間、すなわち中学三年間の音楽の総授業数は210時間が配当されていたが、昭和44年以降は第三学年が35（週1）時間の半分に減少している。そして総授業時数が最も減少した平成10年には、第一学年と第二学年も大きく減少した結果、中学三年間の

音楽の配当総数は110時間となり、昭和のそれより100時間も削減された。さらに注目すべきは、「脱ゆとり教育」に転換し、総授業時数を増やした平成20年以降も、音楽においては平成10年の削減されたままの配当時間数が踏襲されたのだ。

こうした中学校の総授業時数と「音楽」の配当時間数の変遷に、歌唱共通教材の楽曲数の推移を重ねてみると、両者に相関関係があるのは言うまでもない。すなわち、平成10年の改訂で歌唱共通教材が示されなかったのは、総授業時数の削減により学習内容が3割削減されたことがその要因であろうし、平成20年以降の改訂でも「音楽」の配当時間は削減されたままだったため、歌唱共通教材の取り扱いについても大きく緩和されたものと思われる。

しかしながら、この緩和策はこれまでの教材数に比べ緩和されすぎたようにも見える。というのも、平成元年の改訂以前は学年ごとに特定の歌唱共通教材と曲数を指定し、配当70時間に対して共通教材数はおよそ3曲、35時間に対しては2曲を課していた。したがって、この楽曲数を平成20年以降の各学年の配当数に当てはめて計算すると、第一学年の45時間で2～3曲、第二・第三学年の35時間で2曲、三学年で計6～7曲が課され、平成20年以降の歌唱共通教材7曲は中学三年間で十分に学習できる（されるべき）楽曲数である。ところが、「各学年ごとに1曲以上含めること」という一文を加えたことにより、「一学年に1曲でもよい」と読み替えること

表4 中学校「音楽」の配当時間と総時間数（括弧の中は一週間の平均時間数）および共通教材数の変遷（作成：大地）

改訂年度		昭和 22 年	昭和 26 年	昭和 33 年	昭和 44 年	昭和 52 年	平成元年	平成 10 年	平成 20 年	平成 30 年
音楽	第 1 学年	70(2)	70 ～ 105	70(2)	70	70	70	45	45	45
	第 2 学年	70(2)	70 ～ 105	70(2)	70	70	35 ～ 70	35	35	35
	第 3 学年	70(2)	70 ～ 105	70(2)	35	35	35	35	35	35
総授業時数	第 1 学年	1050-1190 (30-34)	910～1015	1120 を 下っては ならない	1190	1050	1050	980	1015	1015
	第 2 学年				1190					
	第 3 学年				1155					
						ゆとり教育			脱ゆとり教育	
						第 2、4 土曜日休日		完全週 5 日制 →		
共通教材の楽曲数				9(3/3/3)	11(4/4/3)	8(3/2-3/2)			3(1/1/1) ～ 7	

も可能になってしまうと、教師によっては中学三年間で3曲しか取り上げないケースも十分考えられよう。その結果、前節で見たような学生間の認知度格差という調査結果を生んでしまった可能性も否定できない。

一方で、「歌唱共通教材は三年間で3曲以上取り上げればよい」と緩和されたことによって、教師の裁量に委ねられる部分が増え、共通教材以外の任意の歌唱曲をより多く選択できるようになったともいえる。第三節の本学学生への調査の中で、共通教材以外で「中学校で記憶に残っている歌唱曲」を尋ねたところ、「旅立ちの日に」や「大地讃頌」など、主に校内の合唱コンクール用に選曲された歌唱曲を挙げる学生が散見され、削減された授業時数内で、歌唱共通教材に代わって任意の歌唱曲を積極的に取り上げる傾向が見られた。

先の山形大学等を対象に行われた共通教材に関する研究では、現職の小学校・中学校・高等学校の音楽科教員に対しても歌唱共通教材についての調査が行われ、それらが「難解な歌詞、盛り上がり欠ける旋律、時代の感覚に合わない音楽や表現課題、発達段階にそぐわない音楽等」(下線筆者)の理由から、教材として選択されにくい点が浮き彫りにされ、教材としての価値が極めて薄い曲であることが明らかにされた⁵⁾、とある。一方、任意の歌唱曲が好まれる理由としては、「すべてがここ50年以内に作られた曲であり、歌詞が口語で旋律線も現代ふう、すなわち西洋音楽的であることがあげられる。また、歌詞内容も将来への希望や友情を歌いあげるもので、感情移入あるいは共感が容易である」ことや、「声を合わせる喜び」という合唱の醍醐味をより味わうことができることが挙げられ、その結果、共通教材は教材としてほとんど扱われなくなったのだろうと考察されている⁶⁾。

ここで、第一節でみた文科省が公開しているQ&Aを思い出してみたい。歌唱共通教材を示した理由を、「我が国のよき音楽文化を世代を超えて受け継がれるようにする」とし、「我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの」を選曲したと述べている。つまり、難解で時代の感覚に合わない音楽や表現など時代錯誤的な一面があったとしても、それらを随時時代に合わせて変化させていくのでは

なく、我が国のよき音楽文化を消滅させることのないう世代を超えて受け継いでいくことが、共通教材の元来の設定目的としている。したがって、「我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの」をあえて選曲しているために、「歌詞が口語で旋律線も現代ふう、すなわち西洋音楽的」でないのはむしろ当然ともいえるのだ。

いずれにせよ当該調査により、歌唱共通教材を敬遠し、任意の歌唱曲(むしろ合唱曲)を選択しようとする現職教員が少なくない現状が示され、歌唱共通教材の形骸化が示唆される結果となった。

おわりに

筆者は小学校教員養成課程の「初等科音楽」関連の科目を担当し始めて7年間ずっと、大学一年生に対して毎年、(本来、彼らが中学校ですでに習っているはずであろう楽曲を改めて大学で紹介することに疑問を抱きつつも)中学校の歌唱共通教材の全曲を弾き歌いで演奏することを慣例としてきた。第三節の調査結果が示す通り、学生たちは聴き知った曲に対しては反応を示すが、年々その反応と曲数が減少している実状を目の当たりにし、驚きと同時にある種の寂しさを感じるようになった。それは、少なくとも筆者(と同世代)以上は学校教育やそれ以外を通して聴き馴染み、当たり前のように愛唱していた歌唱曲を、昨今の大学生たちと共有できない哀愁である。さらにいえば、彼らは中学校の歌唱共通教材に限らず、小学校の歌唱共通教材(24曲)についてもおよそ半分の曲を知らないと答えている⁷⁾。

前節で参照引用した山形大学等で行われた調査研究においては、とりわけ周知の低い歌唱共通教材群が、「学習指導要領という法的拘束力によってほぼ“必修教材”として扱われていることについては、少々無理があるといわざるを得ない。本稿で行った調査結果が、学校で直接指導している教員の判断と、児童・生徒として授業を受けた側の記憶に残った結果であるという事実を直視し、これを今後の共通教材再考への判断材料とすべきではないだろうか」⁸⁾との問題提起で締められている(ちなみに、この論稿が書かれたのは平成22年で、その後告示された平成30年度の改訂で示された歌唱共通教材はすべ

て20年度の踏襲であることは既述したとおりである)。

こうした考え方にあっては、歌唱共通教材の取り扱い曲数の減少は、「音楽」の配当時間削減に起因するというよりも、そもそも文科省の掲げる趣旨に賛同するか否かの問題にすり替わっているようにも思え、この問題の根の深さを感じずにはおれない。例えば、「我が国の文化や日本語のもつ美しさ」を味わうことや、それらを我が国のよき音楽文化として「世代を超えて受け継がれるようにする」ことを、音楽教育を通して行うことについても「音楽科」という教科の垣根を超えた根元的な問題を孕んでいるようにも思える。そもそも「音楽」=「音を楽しむ」という漢字が足枷になり、子どもたちに「音楽を楽しませなければならない」という強迫観念によって「教えるべきもの」が後回しにされつつあるのではなかろうか。一方ではIT教育の推進が叫ばれ、昨今の音楽様式のあり方や学生たちの多様化する音楽受容を鑑みると、今後の音楽教育は多岐にわたる課題が横たわっている。

ただ、教員養成に携わる一音楽教員として、私たちが「美しい」と感じる（我々の親やそれ以前の人たちも聴き歌い、「美しい」と感じてきた）音楽を、子どもたちにも同じように「美しい」と感じる感性は変化してほしくないと願いたい。音楽学者の岡田暁生が「音楽を聴く最大の喜びは、他の人々と体験を共有し、心を通わせ合うことにある」⁹⁾と述べているように、同じ音楽を聴いて「美しい」と共感できる人間を育てることこそが教育ともいえよう。古いものを捨て新しいものに取り替えることで、時代に迎合することは簡単であるが、今や学校教育の場でしか聴かれなくなってしまった60年前の歌唱共通教材だからこそ、教員がそれを伝え継ぐ使命を担っている時だと思われる。

もちろん教員を目指す学生たちは、各自が受験する自治体の過去問に沿った勉強をするのだから、そこで「歌唱共通教材」を勉強すればいいことだという意見もあるだろう。つまり歌唱共通教材は、大学入学以前の一般常識である必要はなく、大学で学ぶものだという考えだ。しかしながら、大学で試験勉強のための教材として学ぶことと、既に大学に入った時点で「いつかどこかで既に聞き覚えている」と

いうことは意味が違いただろう。そしてまさに「いつの間にか『私の唄』として聞き覚えている」ということを期待されている歌であるからこそ、それは共通教材に選ばれているのだともいえるのではないだろうか。

先人たちが聴き歌ってきた歌唱曲に触れることで、子どもたちは歴史に思いを馳せ、何かを感じるに違いない。「音楽」という科目でありながら、「我が国の文化や日本語のもつ美しさ」を味わい、それらを我が国のよき音楽文化として世代を超えて受け継がれるようにする」と綴られた言葉には、「共通教材」という縛りを付けることで、消滅の危機にある音楽文化にせめてもの歯止めをかけようとしているかのように思える。私たちはこの含蓄あるメッセージに、いま一度耳を傾ける時ではないだろうか。

註釈

- 1) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/qa/07.htm (2018年9月時点)
- 2) 愛知県、京都府、兵庫県はそれぞれ政令指定都市の名古屋市、京都市、神戸市と別試験になっている。
- 3) 鈴木渉・伊藤綾「歌唱共通教材の履修度と周知の状況を調査する＝歌い継がれる曲の価値に関する考察＝」『山形大学紀要（教育科学）』第15巻 第2号、2011年、163-184頁。
- 4) 同上、170-171頁。
- 5) 同上、173頁。
- 6) 同上、181-182頁
- 7) 筆者は第三章での調査の際、小学校の歌唱共通教材(全24曲)の認知度調査も(挙手により)行っており、とりわけ日本人でありながら「日のまる」(高野辰之作詞・岡野貞一作曲)の楽曲を知らない学生が半数以上存在していることに、毎年驚かされる。
- 8) 前掲註3)、183頁。
- 9) 岡田暁生『音楽の聴き方―聴く型と趣味を語る言葉』中公新書、2009年、ii頁。

参考資料

- 協同教育研究会編『北海道・札幌市の教職・一般教養過去問』協同出版、2019年度版 ほか46道府県の教員採用試験「過去問」シリーズ
- 鈴木渉・伊藤綾「歌唱共通教材の履修度と周知の状況を調査する＝歌い継がれる曲の価値に関する考察＝」

『山形大学紀要（教育科学）』第15巻 第2号、2011年
163-184頁
〈常任理事会企画 プロジェクト研究Ⅱ〉津田正之・江田司・
中山三恵子・後藤丹・嶋田由美「『歌唱共通教材』—〈研

究者として、教育実践者として〉その意義と今後を考
える—」『音楽教育学』第44巻 第2号、日本音楽教育
学会、2014年、47-54頁。

受付日 2018年 9月28日

受理日 2018年10月30日

Abstract

The recent Elementary School Teacher Employment Examinations of certain prefectures have included material from the middle school music curriculum as “general education” questions. Particularly, questions related to standard teaching materials on vocal music used in the middle school curriculum occasionally arise in some municipalities across the country’s 47 prefectures (including some designated ordinance cities). In recent years, however, many examinees (i.e., university students) have been found to be unfamiliar with the songs in the standard teaching materials (having never heard them before) and are thus unequipped to answer such questions. This study first investigates the current conditions under which standard middle school teaching materials on vocal music appear on the Teacher Employment Examination, and then surveys university students on their degree of familiarity with these songs, in order to highlight the discrepancy between the two. After illustrating the correlation between the number of class hours spent on music education in middle school and the number of teaching materials recommended by government curriculum guidelines, this study, along with investigating the factors that have led to a decline in the use of standard teaching materials on vocal music, urges reconsideration of the way these materials will be used in the future as well as of other topics in music education.

Keywords: standard teaching materials on vocal music, Teacher Employment Examination, government curriculum guidelines, class hours